



いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和6年5月16日
福島地方気象台

福島県の大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準見直しについて

福島県の一部地域に適用している大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び洪水警報・注意報の暫定基準について、令和6年5月23日(木)に適用地域を変更します。

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震とそれに伴う津波による堤防や排水施設等の被害により、水害に対して脆弱性が残る南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町では、大雨警報(浸水害)・大雨注意報及び洪水警報・注意報の発表基準を、1km格子単位で暫定的に引き下げています。

今般、各市町における堤防や排水施設等の復旧状況から、水害に対する脆弱性の解消の有無を確認し、以下のとおり暫定基準の適用地域を変更します。

- 1 暫定基準を廃止する市町
南相馬市、浪江町
- 2 暫定基準の適用地域を縮小する町
双葉町、大熊町、富岡町
- 3 暫定基準の変更日時
令和6年5月23日(木) 13時

問い合わせ先

福島地方気象台

水害対策気象官

流域治水対策係長

佐々木

梅田

電話 024-534-0321

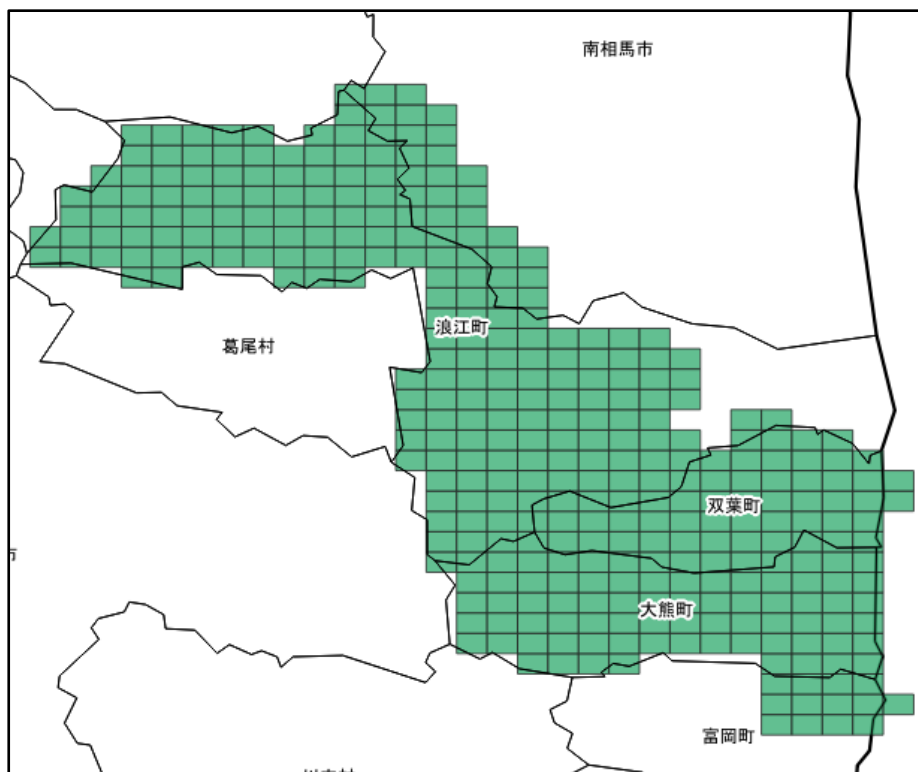


図1:現在の暫定基準適用地域(1km格子)

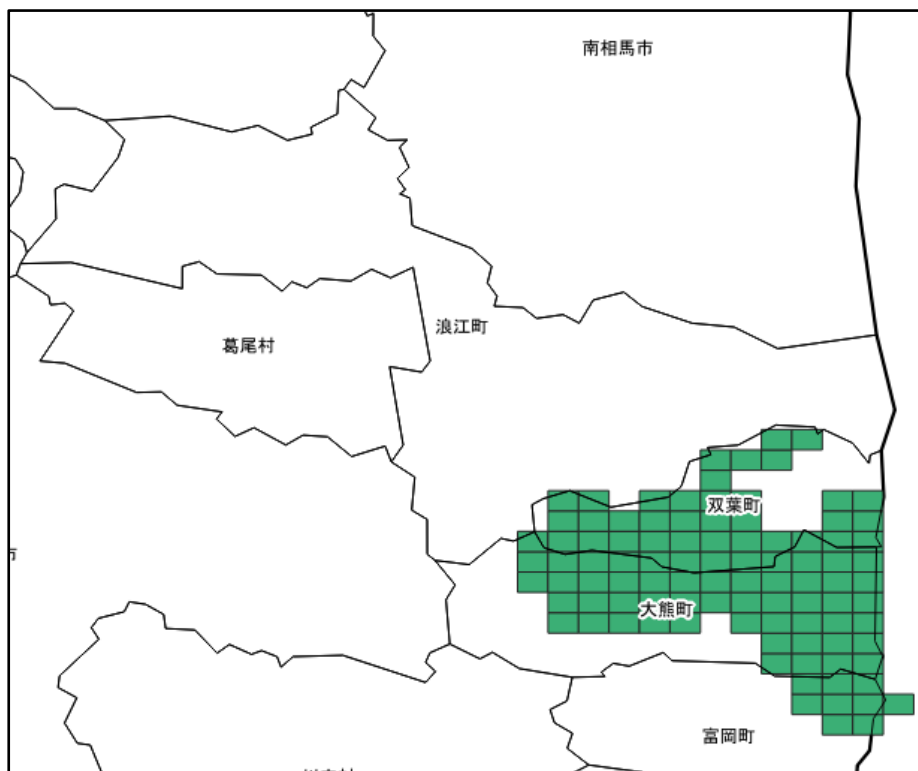


図2:令和6年5月23日からの暫定基準適用地域(1km格子)